

平成12年（1月～12月）における火災の概要（概数）

防災情報室

1. 概要

(1) 総出火件数は3,892件の増加

平成12年（1月～12月）における総出火件数は62,418件であり、前年と比べますと、3,892件増（6.7%増）となり、2年連続して対前年比増となっています。（過去10年間の平均件数は、58,777件です。）

これは、1日当たり約171件、約8分に1件の火災が発生したことになります。

火災種別ごとにみますと、建物火災34,011件（681件増）、林野火災2,807件（146件増）、車両火災8,296件（436件増）、船舶火災128件（15件減）、航空機火災4件（1件増）、その他火災17,172件（2,643件増）となっています。特に、その他火災の増加（18.2%増）が大きく、主に関東以西の地域での夏期（7～9月）において増加しています。（過去10年間に於ける平均的傾向としても、昨年はその他火災の割合が高かったといえます。）

(2) 火災による死者は82人減少、負傷者は560人の増加

火災による死者は、長期的には増加傾向にありますが、昨年は2,040人で、前年と比べますと82人の減少となっています。（過去10年間の死者数の平均は、1,988人です。）

このうち放火自殺者の数は737人（39人減）で、2年連続して対前年比減となっています。

人口10万人当たりの火災による死者発生率（全国平均 1.62人／10万人・年）が特に大きかったのは、青森県（3.60人）、福島県（3.56人）、高知県（2.81人）であり、

逆に小さかったのは徳島県（0.84人）、奈良県（0.97人）、福井県（0.97人）でした。

火災種別ごとにみますと、建物火災1,383人、林野火災15人、車両火災269人、航空機火災2人、その他火災371人の死者が発生しています。

火災による負傷者は、平成10年以降増加傾向にあり、昨年は8,136人で、前年と比べますと560人の増加です。（過去10年間の負傷者数の平均は、7,267人です。）

火災種別ごとにみますと、建物火災6,866人、林野火災163人、車両火災349人、船舶火災21人、航空機火災3人、その他火災734人の負傷者が発生しています。

(3) 建物火災の死者（爆発を除く）のうち、住宅での死者は87.5%

爆発を除いた建物火災における死者1,381人のうち、住宅（戸建住宅、共同住宅、併用住宅）における死者は1,209人（87.5%）となっています。

(4) 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」、「放火の疑い」

全火災62,418件を出火原因別にみますと、「放火」7,729件（12.4%）、「たばこ」6,846件（11.0%）、「放火の疑い」5,981件（9.6%）、「こんろ」5,596件（9.0%）、「たき火」4,107件（6.6%）、「火あそび」2,287件（3.7%）の順となっています。

「放火」及び「放火の疑い」を合わせた件数（13,710件）を都道府県ごとにみると、東京都（2,668件）、大阪府（1,464件）、愛知県（1,228件）、神奈川県（919件）、埼玉県（899件）となっており、上位5都府県で全体の52.4%を占めています。

「放火」、「たばこ」については、平成9年以降順位が変わっていませんが、昨年は、「放火の疑い」が「こんろ」を抜いて原因別の第3位となっています。

爆発を除いた火災について、火災種別ごとにみますと、建物火災33,878件にあっては、「こんろ」5,497件（16.2%）、「たばこ」3,805件（11.2%）、「放火」3,784件（11.2%）、「放火の疑い」2,452件（7.2%）、「ストーブ」1,757件（5.2%）の順となっています。

林野火災2,806件では、「たき火」805件（28.7%）、「たばこ」385件（13.7%）、「火入れ」320件（11.4%）、「放火の疑い」253件（9.0%）、「火あそび」145件（5.2%）の順となっています。

車両火災8,283件では、「放火」1,049件（12.7%）、「放火の疑い」881件（10.6%）、「排気管」851件（10.3%）、「内燃機関」408件（4.9%）、「衝突の火花」364件（4.4%）の順となっています。

その他火災17,129件では、「放火」2,826件（16.5%）、「たき火」2,534件（14.8%）、「放火の疑い」2,389件（13.9%）、「たばこ」2,331件（13.6%）、「火あそび」1,151件（6.7%）の順となっています。

(5) 火災による損害

火災による損害については、以下のとおりです。

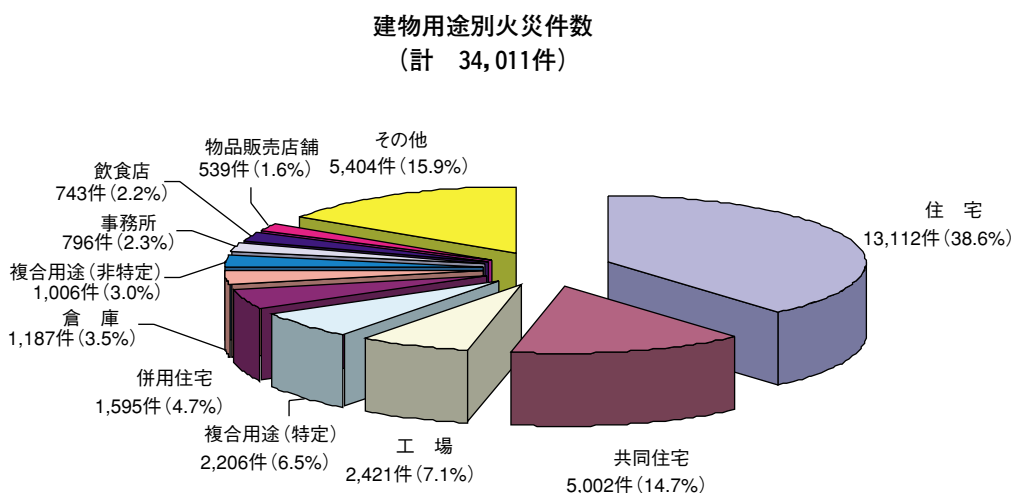
焼損棟数	45,487棟
(124棟／1日 1.3棟／件)
り災世帯数	31,143世帯
(85世帯／1日 0.9世帯／件)
建物焼損床面積	1,588,367m ²
(4,340m ² ／1日 46.7m ² ／件)
建物焼損表面積	169,930m ²
(464m ² ／1日 5.0m ² ／件)
林野焼損面積	153,607 a
(420 a／1日 54.7 a／件)
損害額	1,472億9,782万円
(4億245万円／1日 236万円／件)

これらを前年と比べますと、それぞれ以下のとおりとなります。

焼損棟数	82棟 (0.2%) 増加
り災世帯数	△29世帯 (△0.1%) 減少
建物焼損床面積	△23,980m ² (△1.5%) 減少
建物焼損表面積	△2,631m ² (△1.5%) 減少
林野焼損面積	52,732 a (52.3%) 増加
損害額	△38億6,107万円 (△2.6%) 減少

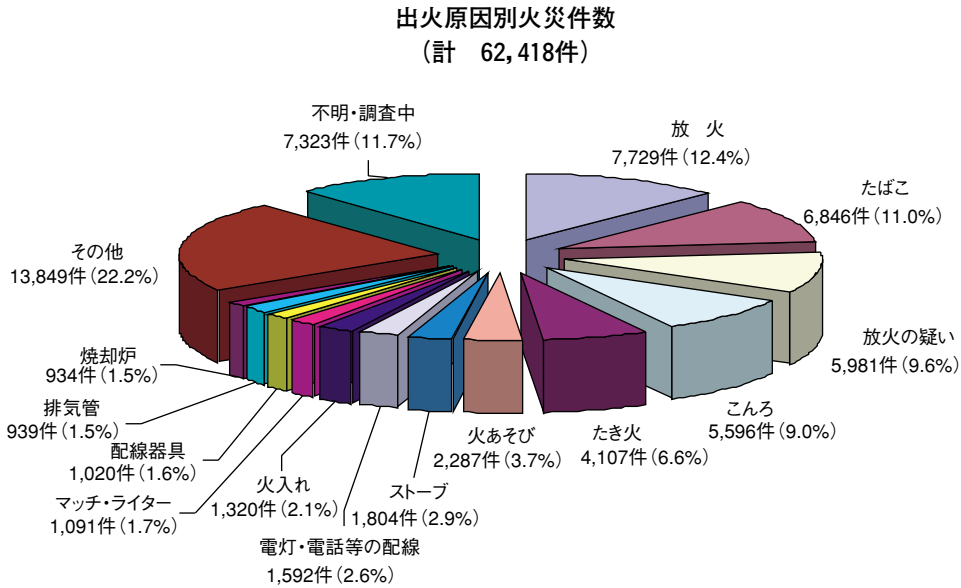
2. 建物用途別にみた火災発生状況

建物火災34,011件を建物用途別にみますと、次図のとおりです。



3. 出火原因別にみた火災発生状況

全火災62,418件を出火原因別にみますと、次図のとおりです。



4. 死傷者の発生状況

(1) 火災種別ごとの死者発生状況

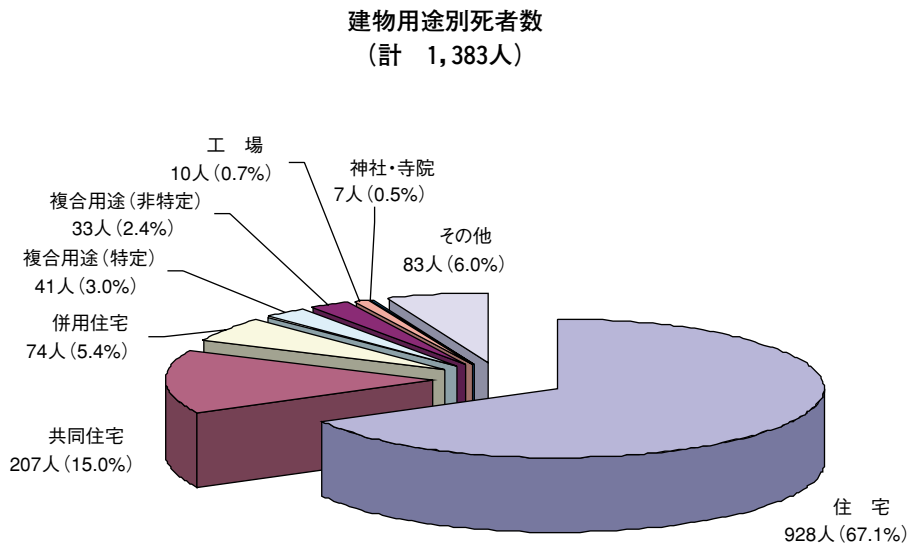
全死者2,040人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	1,383人 (67.8%)
林野火災	15人 (0.7%)
車両火災	269人 (13.2%)

船舶火災	0人 (—)
航空機火災	2人 (0.1%)
その他火災	371人 (18.2%)

(2) 建物用途ごとの死者発生状況

建物火災における死者1,383人を建物用途別にみますと、次図のとおりです。



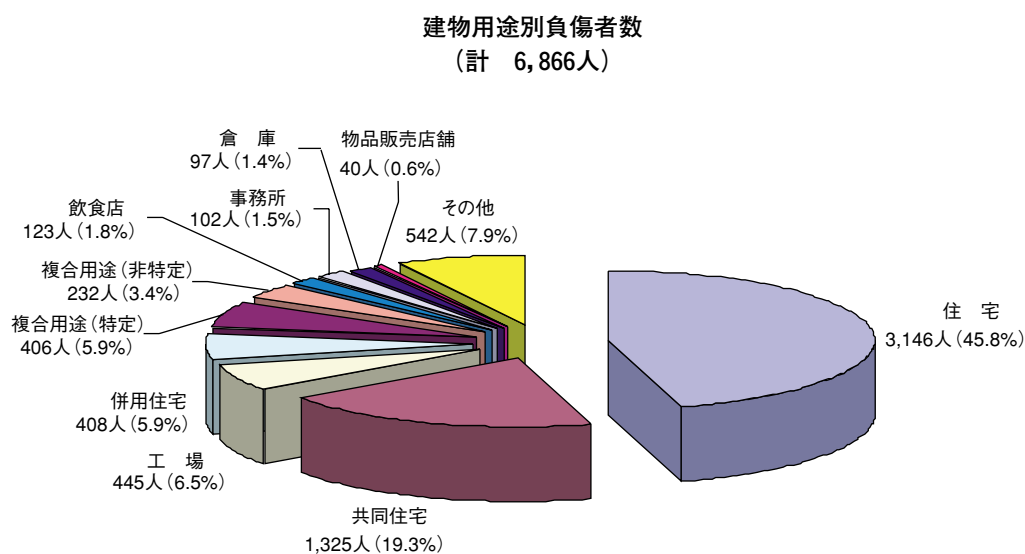
(3) 火災種別ごとの負傷者発生状況

全負傷者8,136人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	6,866人 (84.4%)
林野火災	163人 (2.0%)
車両火災	349人 (4.3%)
船舶火災	21人 (0.3%)
航空機火災	3人 (0.0%)
その他火災	734人 (9.0%)

(4) 建物用途ごとの負傷者発生状況

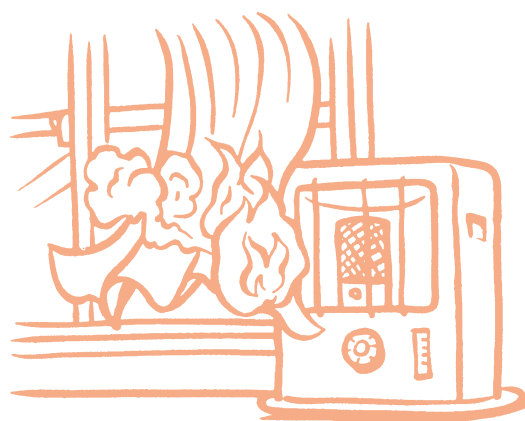
建物火災における負傷者6,866人を建物用途別にみますと、次図のとおりです。



(5) 死者の発生した経過ごとの死者発生状況

全死者2,040人について、死者の発生した経過別にみますと、以下のとおりです。

逃げおくれ	853人 (41.8%)
放火自殺	737人 (36.1%)
着衣着火	120人 (5.9%)
出火後再進入	30人 (1.5%)
その他	300人 (14.7%)



平成13年度消防大学学校教育訓練計画の概要

消防大学校

消防大学校は、市町村の消防職団員等に対し消防幹部として必要な高度の教育訓練を行っています。

平成13年度の教育訓練については、総合教育部及び専科教育部の2部9学科で、地域社会構造の変化、少子高齢化社会の到来、高度情報化の進展、さらには災害の複雑多様化等最近の消防行政を取り巻く環境の変化に対応した科目の充実を図ります。特に、複雑多様化した出火原因に対処するため火災調査科を新たに設置します。教育訓練の実施回数は、本科、消防団長科及び救急科は1回、上級幹部科、幹部研修科、警防科、予防科、救助科及び火災調査科は2回となっています。

実務講習等については、危機管理講習会、緊急消防援助講習会及び消防教育研究会の期間の延長、火災調査講習会及びはしご自動車等講習会の廃止の他は平成12年度と同じ内容で実施します。

このほか、新設した大規模災害等対応指揮訓練室を活用した教育訓練を新たに導入します。

平成13年度の実施学科及び実施時期等については表1及び表2のとおりとなっています。

また、学科の一部について地域衛星通信ネットワークを利用した遠隔教育をモデル的に実施します。

表1 実施学科・実施時期等

部	学 科	期	日数	実 施 時 期	定 員
総合教育	本 科	61	128	平成13年4月5日～8月10日	52
	幹部研修科	31	76	平成13年4月5日～6月19日	66
		32	71	平成13年10月10日～12月19日	66
	上級幹部科	62	29	平成13年5月9日～6月6日	54
		63	29	平成13年9月5日～10月3日	54
消防団長科	43	15	平成13年6月13日～6月27日	36	
専科教育	警 防 科	69	51	平成13年6月21日～8月10日	66
		70	51	平成14年1月17日～3月8日	66
	予 防 科	70	70	平成13年10月11日～12月19日	54
		71	71	平成14年1月9日～3月20日	66
	救 急 科	57	59	平成14年1月9日～3月8日	52
	救 助 科	44	63	平成13年4月5日～6月6日	48
		45	59	平成13年9月5日～11月2日	48
火災調査科	1	35	平成13年6月28日～8月1日	48	
	2	36	平成13年9月13日～10月18日	48	
実務講習等	トップセミナー	5	3	平成13年10月29日～10月31日	52
	危機管理（大規模災害発災時に係る災害対策活動）講習会	12	9	平成13年4月16日～4月24日	54
		13	9	平成13年9月10日～9月18日	52
		14	9	平成13年11月29日～12月7日	52
	航空消防防災講習会	7	19	平成13年7月9日～7月27日	36
		8	18	平成14年2月12日～3月1日	36
	緊急消防援助講習会	4	12	平成13年11月19日～11月30日	48
	消防学校長研修会	10	3	平成13年8月27日～8月29日	54
	放射性物質災害講習会	2	5	平成13年11月12日～11月16日	52
消防教育訓練研究会	41	10	平成14年3月18日～3月27日	66	

表2 平成13年度消防大学校学科別教育訓練実施時期

平成13年4月～平成14年3月

部	学 科	期・回	13年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	14年 1月	2月	3月
総合教育	本 科	61 期	5(木)				10(金)							
	幹部研修科	31・32 期	5(木)		19(火)				10(水)		19(水)			
	上級幹部科	62・63 期		9(水)	6(水)			5(水)	3(水)					
	消防団長科	43 期			13(水)									
					27(水)									
専科教育	警 防 科	69・70 期			21(木)		10(金)					17(木)		8(金)
	予 防 科	70・71 期							11(木)		19(水)	9(水)		20(水)
	救 急 科	57 期										9(水)		8(金)
	救 助 科	44・45 期	5(木)		6(水)			5(水)		2(金)				
	火災調査科	1・2 期			28(木)		1(水)	13(木)	18(木)					
実務講習等	トップセミナー	5 回							29(月)	31(水)				
	危機管理講習会	12・13・14 回	16(月)					10(月)			29(木)			
								18(火)			7(金)			
	航空消防防災講習会	7・8 回				9(月)							12(火)	1(金)
						27(金)								
	緊急消防援助講習会	4 回								19(月)				
										30(金)				
	消防学校長研修会	10 回					27(月)							
							29(水)							
	放射性物質災害講習会	2 回									12(月)			
											16(金)			
	消防教育訓練研究会	41 回												18(月)
														27(水)

高度で効率的な行政サービスの実現に向けて

石川県七尾鹿島広域圏事務組合消防本部 消防長 石垣 勝

本消防本部は、能登半島の中程に位置し、経済的、社会的な要である七尾市と鹿島郡田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿島町、能登島町、鹿西町の1市6町で消防、衛生、病院事業等の住民に密着した行政の一元化を図るため、昭和46年4月に七尾鹿島広域圏事務組合として発足しました。

消防体制は七尾市の常備消防体制に加えて鹿島郡6町に新たに5ヶ所の分遣所を配置して1本部1署9分遣所、職員数83名、消防団は7消防団、団員数689名を解団し、組合消防団として3消防団、定数450名に再編されました。

本組合の管轄する区域にある能登の美しい自然と豊富な海の幸に恵まれ手厚いもてなしで知られる「和倉温泉」にはシーズンを問わず団体や家族づれなど多くの観光客が訪れます。

七尾湾ではカキの養殖、甘えび漁などが盛んで、富山湾岸の漁港で水揚げされる鰹、鱈などの水産物は、市内の水産加工場で生産される珍珠や蒲鉾などの食品と共に県内外に出荷されており漁業は観光産業と共に地域に大きく貢献しています。

また、天然の良港である七尾港を活用した大規模な液化石油ガス貯蔵施設や火力発電所などのエネルギー供給基地が稼動し、さらにはLPG国家備蓄基地の誘致が決定して平成16年度中の完成を目途に建設工事が着々と進められているほか、能登の住民が大きな期待を寄せている能越自動車道や能登空港などの高速交通体系の整備も加速し、消防需要はますます増加の傾向にあります。

一方で建具生造業や繊維産業などの地場産業が低迷し、少子・高齢化がこれに拍車をかけて過疎化がすすみ構成団体の財政状況は年々厳しさを増し、加えて組合発足当時に比較して構成団体にかかる消防費負担が増大してきたことから効率的な行政システムを構築するための検討委員会を設置して調査研究を重ね、道路網の整備がなった管内の1区域で2ヶ所の分遣所を統合して消防署とする合理化の実施に踏み切り、現在、1本部2署1分署6分遣所、職員数161名体制で圏域9万住民の安全と安心のための施策を積極的に推進しています。特に未曾有の大災害となった阪神・淡路大震災の教訓から地震等大規模災害に強いまちづくりを重点施策とし、関係機関と協同しながら防災と福祉を融合させたコミュニティ防災組織づくりや自主防災訓練の指導を積極的に行っています。

消防施設については、組合発足当時3台であった救急車を高規格化しながら6台に増強し、増え続ける救急需要に 대응しています。また、旅館等高層建物火災や石油貯蔵施設災害に対応するための40メートル級はしご自動車及び屈折はしご車を増強して消防装備の高度化、自動化を図り、分散配置されていた無線基地局を統合して効率的な消防通信体制を構築しました。

今後ますます厳しくなることが予想される財政環境をいかにして乗り切ることが行政の命題となっている今日、複雑・多様化、高度化する社会情勢を的確にとらえながら効率的、効果的な住民サービスに努めて行く所存です。

消防団活動への理解と協力

(消 防 課)

1. 地域の暮らしの安全を守る消防団

消防団は、消防本部や消防署と同じく市町村が設置する消防機関です。平成12年4月1日現在、全国で3,639団設置されており、951,069名の方々が消防団員として活躍しています。

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域の住民等によって組織されていますが、消防団員の身分は特別職の地方公務員として位置づけられています。

消防団員は、普段は各自の職業に従事しながら、いざ火災等が発生した場合には、いち早く現場へかけつけ消火活動等を行っています。

さらには、地震や風水害などの大規模災害時には多数の要員を擁し、地域に密着した活動を行っている消防団が不可欠の存在となっています。昨年の有珠山や三宅島の火山活動、新島・神津島近海や鳥取県西部の地震、愛知県を中心とした大雨等による災害においては、近隣の市町村からも多数の消防団員が出動し、危険箇所等の警戒巡視、要救助者の救助、行方不明者の搜索、住民の避難誘導、土のう積み等の活動にあたり、被害の拡大防止に大きく貢献したところです。

災害時以外においても、消防団は一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導、巡回広報、特別警戒など地域に密着した様々な活動を行っています。また、これらの活動分野については、近年増えつつある女

性消防団員が、その優しさやきめ細やかさを生かして活躍しているところです。

このように消防団は、地域の暮らしの安全を守るため、大変重要な役割を果たしています。

2. 消防団の抱える課題

しかし一方で、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、消防団は様々な課題を抱えており、組織力の低下等が危惧されています。

第一は、消防団員数の減少です。平成元年には約100万人いた消防団員の数は年々漸減傾向にあります。第二が、いわゆるサラリーマン団員の増加です。昭和51年には42.8%であった被雇用者の方の占める割合は、平成12年では68.2%となっており、地域によっては昼間の消防力の低下が懸念されています。

3. 消防団の充実強化に向けた施策

このような課題に対処し、消防団の充実強化を図るため、消防庁では、次のような施策を推進しています。

(1) 消防団の施設、装備の充実

地域における消防団の活動拠点となる施設に対して補助を行う「消防団拠点施設等整備事業」、無線機器や安全装備品などの消防団に必要な設備の総合的な整備に対して補助を行う「消防団活性化総合整備事業」の二つの国庫補助事業を実施しています。

(2) 消防団員の処遇改善

地方交付税における消防団員の報酬や出勤手当等の算入額の引上げを行うとともに、一定期間勤めた消防団員が退職する場合に支給される退職報償金の基準額を改善するなどの措置を行っています。

(3) 青年層・女性層の参加促進

消防団員数の減少などの諸課題に対応するため、消防団啓発ポスター、パンフレットの作成・配布や政府提供のテレビ番組等、各種広報媒体を通じたPR等により、青年層、女性層の消防団への参加促進に努めています。

また、消防団に関する幅広い情報を提供するため、インターネットに消防団のホームページ（URLは<http://www.fdma.go.jp/syobodan/danindex.html>）を開設し、消防団活動に対する理解と協力を求めています。

4. 消防団活動に対する理解と協力をお願い

火災や地震等の災害に備え、安全で災害に強いまちづくりを進めるためには、住民の皆さんが地域防災への関心を高めていただくとともに、地域全体の防災体制を確立するために、その中心的な役割を担う消防団の充実強化をより一層推進していくことが重要であると考えられます。そのためには、住民の皆さん一人ひとりの消防団に対する理解と協力が不可欠です。

消防団員は、自らの仕事のかたわら、災害が発生した際には真っ先に災害現場に出動するとともに、その職務の性質上、日常においても訓練等が要求されることから、家族はもとより、いわゆるサラリーマン団員の場合には、企業、事業所の理解と協力が欠かせません。家族や勤め先の方々をはじめとする皆さんの理解と協力が得られてはじめて、消防団は、地域と一体となった消防防災活動を行うことができるのです。

消防団の充実強化のため、消防団とその活動に対する一層のご理解とご協力をお願いします。



風水害への備え

(防 災 課)

我が国の国土は、急峻な地形のため、河川は著しく急勾配であり、豊富な降雨が短時間に流出するため、洪水などによる災害が起りやすくなっています。また、低地の平野部に人口が集中しており、さらに最近では、傾斜地やその周辺地域の宅地化の進展など、災害発生危険性が高くなっています。

今年も、これから梅雨や台風の季節を迎えるにあたり、風水害による被害を最小限にとどめるため、自治体や消防機関と住民とが一体となった地域ぐるみの万全の体制を整えておくことが必要です。

降雨期には、それぞれの地域の特性に応じて様々な災害が発生します。まず、自分達が住んでいる地域について、がけ崩れ、土石流等の土砂災害や河川の氾濫などの災害が発生するおそれがあるのかどうか、また、発生するおそれがある場合に予想される危険箇所はどこなのかなどを市町村等に尋ね、日頃から十分注意しておくことが大切です。そして、特に災害の発生する恐れのある地域の皆さんは、防災訓練などのほか、自治体や消防機関あるいは自主防災組織などが開催する研修会、説明会、イベントなどに積極的に参加したり、広報紙やパンフレットなどを通じて、普段から防災に関する知識を蓄え、いざというときの対応力を身に付けるなど、災害に対する警戒を怠らないようにしてください。

大規模な災害により広範囲にわたる被害が発生した場合には、防災関係機関などによる活動が困難になることも予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を持ち、自主的な防災活動を行うことも大切です。このような活動が効果的、組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織の活動を充実させ、日頃から防災用資機材の整備などを進めるとともに、風水害などの災害が発生した場合を想定して、地域の実情に応じた実践的な訓練を皆さん自身で積

み重ねておくことが大切です。

とくに、台風が近づいているときや梅雨の時期には、次の点に心がけましょう。

- 1 テレビやラジオ、防災行政無線などで流される気象注意報・警報などに十分注意しましょう。
- 2 土砂崩れや高潮など災害の発生が予想されたり家屋などに危険が迫ったとき、市町村長から避難の勧告や指示が出されます。皆さんのまわりには、一時的に避難する場所が事前に指定されていますので、日頃からその位置やそこまでの道筋を確認しておきましょう。
- 3 避難の勧告や指示が出された場合にはこれに従い、地域の人々と協力しあって避難しましょう。
- 4 周囲の状況からみて危険と判断した場合には、避難の勧告や指示がまだなくても、自主的に避難しましょう。
- 5 日頃から、避難するときのために携行品(懐中電灯、ラジオ、非常食など)や家族それぞれの氏名票(住所、氏名、生年月日、血液型、勤務先、非常連絡先、避難予定地などを記入しておく)などを準備しておきましょう。
- 6 家族それぞれの役割分担や避難先でおちあう場所などについて話し合う“家族防災会議”を開き、重要なことはあらかじめ決めておきましょう。
- 7 避難するときは動きやすい服装であわてず落ち着いて行動し、回り道でもあらかじめ確認しておいた安全な避難路を選んで避難場所まで行くようにしましょう。
- 8 特にお年寄り、子ども、病人、体の不自由な方などには、家族の人ばかりではなく近所の人にも心配りをして、早めに避難をするよう心がけましょう。

住民のみなさんと防災関係機関が一体となって、より一層の防災体制の強化に努め、風水害による被害をなくしましょう。

住民に対する応急手当の普及啓発

(救急救助課)

1. 救急自動車の平均現場到着時間は約6.1分

平成11年中の救急自動車による出場件数393万24件について、現場到着所要時間（救急事故の覚知から現場に到着するまでに要した時間）の全国平均は、約6.1分でした。

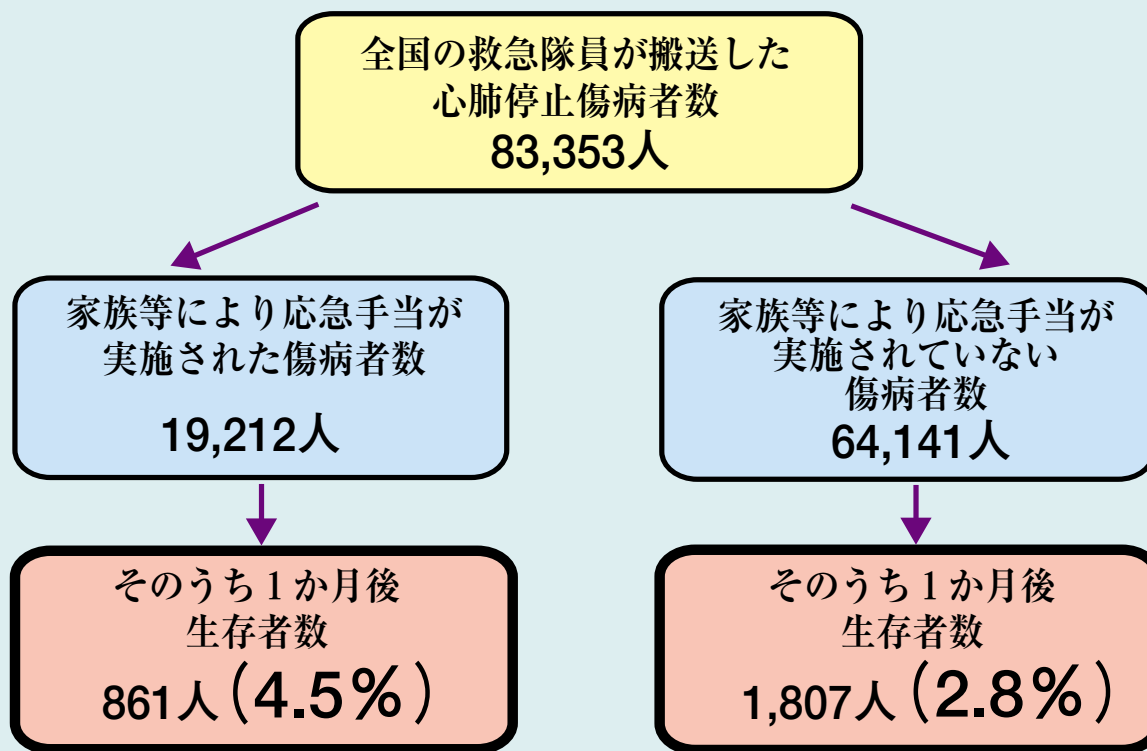
2. 救急隊到着までの応急手当の実施により救命効果は約1.6倍に

下図は、平成11年中における全国の救急隊

が搬送した全ての心肺停止傷病者について、救急隊の到着時に家族等により応急手当が実施された場合と実施されていない場合の、1ヶ月後の生存者の割合を比較したものです。

この結果、家族等により応急手当が実施された場合の生存者数の割合（4.5%）が、応急手当が実施されていない場合（2.8%）に比べて、約1.6倍救命効果が高いことが認められました。

応急手当の救命効果 (平成11年中)



—救命のための鎖—

3. いざという時に備えて応急手当講習を受講しましょう

救命効果を向上させるためには、救急隊が到着するまでの間に、救急現場に居合わせた人により応急手当が実施されることが重要です。

このため、消防機関では、住民に対する応急手当講習を実施しています。

この応急手当講習は、全国の市町村の消防本部、消防署で実施しており、近くの消防署で受講することができます。

受講できる日は、消防本部や消防署によって様々ですので、希望される方は近くの消防署などに直接お問い合わせ下さい。

いざという時に備えて応急手当講習を受講しましょう。

4. 応急手当講習の種類は2つ

消防機関が住民を対象として実施している応急手当の講習には、「普通救命講習」と「上級救命講習」があります。

「普通救命講習」は3時間の一般的な講習で、成人に対する心肺蘇生や止血が、救急自動車到着するのに要する時間程度の間、実施できることを目標としており、受講者の希望によって小児や乳児に対する心肺蘇生のやり方も教えます。

「上級救命講習」は8時間の講習で、普通救命講習に加えて傷病者の管理法、骨折の固定法、熱傷の手当、搬送法の習得も目標としています。また、小児・乳児に対する心肺蘇生も教えます。



応急手当普及啓発活動（札幌市消防局提供）